

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

周南市は山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望み、臨海部に周南コンビナートの企業群が立地し、それに接して東西に幅の狭い市街地が続く街である。北部には豊かな自然に恵まれた中山間地域が広がっており、総面積は約656㎢で、県内第5位の規模である。主要駅である徳山駅は、新幹線「のぞみ」「さくら」の停車駅となっており、山口県東部地域における交通の結節点となっている。

人口は、下関市、山口市、宇部市に次いで県内第4位の規模であるが、昭和60年をピークに減少が続いている。特に近年は、社会減と自然減が同時に進行し、このうち社会減においては多くの若い世代が進学や就職を機に県外へ流出している現状がある。

産業の中心である周南コンビナートは、石油化学を始め、無機化学、鉄鋼、セメントなどの多様な基礎素材型産業が集積した全国有数のコンビナートであり、令和2年の製造品出荷額は県内第1位の約1兆1,317億円である（令和3年経済センサス-活動調査（確報））。

市内の中小企業は、周南コンビナートの生産活動を支えると同時に、地域の雇用を守る非常に重要な存在であり、これまでも本市独自の取組として、事業所等設置奨励補助制度、中小企業振興融資制度による支援や、公益財団法人周南地域地場産業振興センターを通じたものづくり、人づくり支援などを行ってきたところである。しかしながら、昨今の経済情勢の下、市内でも慢性的な人手不足が深刻化しており、特に中小企業においてその傾向は顕著である。この現状を放置すれば、多くの中小企業において操業の継続が困難となり、地域産業の空洞化やさらなる人口流出につながりかねない。

このような中、市内の中小企業に対し、労働生産性の抜本的な向上を促し、今後の持続的な操業を支援することは、差し迫った課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入と労働生産性の抜本的な向上を促すことで、山口県東部地域の中核都市としてさらなる経済発展を果たすことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

本市は、石油化学、無機化学、鉄鋼、セメントなどの基礎素材型産業が集積する周南コンビナートを中心に発展してきたが、周南コンビナートを支える中小企業は、製造業にとどまらず、建設業、運輸業、サービス業など多様である。さらに、中山間地域を含めた市域においては、農林水産関連業を含め、様々な規模で多岐に渡る事業が営まれている。

こうした多様な産業における多様な設備投資を広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本市の産業の中心は、周南コンビナートが立地する臨海部であるが、中小企業は中山間地域を含め、広域に立地している。市域全体において、広く中小企業の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、製造業、建設業、運輸業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えている。地域産業全体として、広く中小企業の生産性向上を実現する観点から、本計画が対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、製品の高付加価値化、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など多様である。従って、本計画においては、労働生産性が年平均３％以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、又は５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。